

平成26年度大江町農機具等整備事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、農作業の効率化及び農業経営の継続を図るため、町内で農業を営む農業者に対し、農機具導入に要する経費について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象実施主体)

第2条 補助金の交付を受けることができる農業者は、町内に居住し且つ町内の農地で農業を営み、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定農業者、新規就農者（就農後5年以内の者。以下「新規就農者」という。）
又は平成26年4月2日現在において満60歳以上の農業によって生計を立てている農業者で、町税を完納している者
- (2) 3戸以上の農業者グループ
- (3) 農業協同組合等生産者団体

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる農機具とは、安全性が考慮され、かつ効率的に農作業を行うことができる機械で、事業費が30万円以上のもので次に掲げるものをいう。ただし、新規就農者の対象とする農機具はこの限りではない。

また、国、県及び他事業により実施できるものは、対象としない。

- (1) 乗用草刈機
- (2) 高所作業車
- (3) くるぬり機（アタッチメント含む）
- (4) 散布機（アタッチメント含む）

(補助金の額)

第4条 補助対象事業に対する補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する場合は、農機具購入費の3分の1を限度とし、かつ、補助金額の上限を30万円とする。
ただし、新規就農者の場合は、農機具購入費の2分の1を限度とし、かつ、補助金額の上限を50万円とする。
- (2) 第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合は、農機具購入費の2分の1を限度とし、かつ、補助金額の上限を50万円とする。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 (別記様式第1号)
- (2) 収支予算書 (別記様式第2号)
- (3) 公簿等閲覧同意書 (別記様式3号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、事業完了後30日以内又は、平成27年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 事業成績書 (別記様式第1号)
- (2) 収支精算書 (別記様式第2号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(附則)

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

別記様式第1号

事業計画(成績)書

1. 事業の目的(成績)

2. 事業の内容

事業内容	実施時期	備考

3. 経費の配分

総事業費	補助対象事業費	負担区分		備考
		町補助金(A)	その他(B)	

4. 事業完了(予定)日

平成 年 月 日

5. 添付書類

事業の内容がわかる資料、写真等

別記様式第2号

収 支 予 算 (精算) 書

1. 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較		備 考
			増	減	
町補助金					
その他					
計					

2. 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (補助対象事業分)	精 算 額 (補助対象事業分)	比 較		備 考
			増	減	
計					

別記様式第3号

平成 年 月 日

大江町長 渡邊 兵吾 殿

住所 大江町大字

氏名

印

公簿等閲覧同意書

私は次の各号に記載の資料について、平成26年度大江町農機具等整備事業の認定に関する資料として、申請担当職員が閲覧することを同意します。

記

1. 町税の納税に関するもの
2. 住民基本台帳に関するもの